

# 見 積 競 争 公 告

下記のとおり見積競争に付します。

令和 5 年 4 月 20 日

全国健康保険協会岐阜支部

支部長 名知 清仁

## 1. 調達内容

### (1) 調達案件

令和 5 年度健康保険委員向け広報誌の作製・印刷および封入封緘業務委託

### (2) 調達案件の数量及び仕様

仕様書（別紙）による。

### (3) 履行期限

令和 5 年 6 月 30 日（第 1 回目）納品

令和 5 年 11 月 15 日（第 2 回目）納品

### (4) 納入場所

全国健康保険協会岐阜支部が指定する場所

### (5) 見積競争方法

①見積金額は単価とし、調達物品の本体価格のほか、納入等に関する一切の諸経費を含めること。

②契約の決定に当たっては見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税額を含まない金額（税抜額）を見積書に記載すること。

## 2. 参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者。

(2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。

(3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のうちいずれかの認証を取得していること。

(4) 本委託業務に必要な作業場所については、岐阜県・愛知県・三重県・静岡県・富山県・石川県・福井県・滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良県・和歌山県に限る。

- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者。
- (8) 当該案件を確実に履行できると認められる者。

3. 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ 鈴木  
電話 058-255-5155

4. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所

〒500-8667

岐阜市橋本町 2-8 濃飛ニッセイビル 14 階

全国健康保険協会岐阜支部 企画総務グループ 長谷川

電話 058-255-5155

(2) 見積書の提出期限

令和 5 年 5 月 10 日 (水) 17 時 00 分まで

持参または、郵送とする。

見積書は封筒に入れ、『令和 5 年度健康保険委員向け広報誌の作製・印刷および封入封緘業務委託に係る見積書在中』と朱書きし、封筒の糊付部に代表者等の印で割印を押印する。

(3) 見積書とあわせて提出する書類

①上記 2 (2) を証明する書類の写し

②上記 2 (3) を証明する書類の写し

5. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は全額免除とする。

(3) 契約書の作成の要否：要

(4) 見積書には、事業所名・代表者名を記載の上、代表者印を押印すること。

なお、本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積は無効とする。

(5) 契約の相手方の決定方法

見積書を提出期限に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約

の相手方とする。決定業者には 5 月 11 日（木）17 時までに FAX または電話等で連絡する。

(6) 見積書の無効

競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は仕様書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。